

講じた措置の内容

(2) 飛鳥青少年会館の宿直業務等に係る委託

(平成 18 年 11 月 10 日)

勧告による平成12年度から16年度の飛鳥青少年会館の宿直業務等に係る委託料のうち既に返還された額を控除した 22,029,573 円及び、金融機関への照会等により算定された平成 11 年度委託料 9,177,352 円の合計 31,206,925 円について、関係者からの補填の意向を受けて、平成 18 年 11 月 17 日を期限として納付書の発行を行いました。

(平成 18 年 11 月 22 日)

平成 18 年 9 月 12 日付け大監第 66 号で勧告のあった事項のうち、飛鳥青少年会館の宿直業務等に係る委託料については、平成 18 年 11 月 10 日付け大市教委第 3316 号で講じた措置を通知したところですが、関係者から補填の申し出のあった 31,206,925 円について、平成 18 年 11 月 15 日付けで収納されたことを確認しましたので、措置結果として報告します。